

平成27年7月29日

平成27年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構における平成26年度の契約状況は、表1のようになっている。契約件数は204件、契約金額は227億円である。また、競争性のある契約は182件（89.2%）、223億円（98.1%）、競争性のない契約は22件（10.8%）、4億円（1.9%）となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている（件数は22.2%の増、金額は2.7%の増）が、主に事務所の賃貸借契約や補助金交付に係る指導監督事務の都道府県との委託契約等の真にやむを得ないものである。

表1 平成26年度の農畜産業振興機構の調達全体像 (単位：件、億円)

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(83.3%) 145	(86.1%) 32	(83.8%) 171	(97.6%) 222	(17.9%) 26	(600.7%) 190
企画競争・公募	(6.3%) 11	(2.4%) 1	(5.4%) 11	(0.5%) 1	(0.0%) 0	(35.4%) 0
競争性のある契約(小計)	(89.7%) 156	(88.5%) 33	(89.2%) 182	(98.1%) 223	(16.7%) 26	(585.4%) 190
競争性のない随意契約	(10.3%) 18	(11.5%) 4	(10.8%) 22	(1.9%) 4	(22.2%) 4	(2.7%) 0
合計	(100.0%) 174	(100.0%) 37	(100.0%) 204	(100.0%) 227	(17.2%) 30	(518.6%) 190

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較△増減の( )書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(2) 独立行政法人農畜産業振興機構における平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は13件(7.1%)、契約金額は1億円(0.3%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに小さくなっている(件数は18.8%の減、金額は18.6%の減)が、主に世界貿易統計データベース提供業務やシステムの一部改修等委託内容及び価格面等で複数者による競争が困難によるものである。

表2 平成26年度の農畜産業振興機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成25年度		平成26年度		比較増△減	
2者以上	件数	140	(89.7%)	169	(92.9%)	29	(20.7%)
	金額	32	(97.1%)	222	(99.7%)	191	(603.2%)
1者以下	件数	16	(10.3%)	13	(7.1%)	△3	(△18.8%)
	金額	1	(2.9%)	1	(0.3%)	0	(△18.6%)
合計	件数	156	(100.0%)	182	(100.0%)	26	(16.7%)
	金額	33	(100.0%)	223	(100.0%)	190	(585.4%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、随意契約の適正化を含めた入札・契約の実施に向けて、下記の取組等の実施に努めることとする。

### (1) 競争入札の拡大

競争入札の拡大に向けて、随意契約等審査委員会による審査、総合評価落札方式の導入及び外部の有識者等で構成する契約監視委員会の設置等に取り組んできており、入札の競争性の確保を徹底し、随意契約は真にやむを得ないものに限定するという姿勢を引き続き徹底していくこととする。

### (2) 随意契約理由の明確化

独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則を改正し、特殊で専門的な調達等相手方が特定される場合など、随意契約によることができ具体的なケースを明確化するなど取り組んできており、更に、随意契約とせざるを得ないと判断されるものについては、明確な理由が確認できるよう徹底し、一層の公正性、透明性を確保する。

### (3) 一者応札の解消

競争入札における一者応札の解消に向けて、公告期間の延長、仕様書の作成に当たり、IT技術支援者から助言を得たうえでのシステム仕様書等の開示、調達情報のメルマガ配信や機構ホームページでの今後の入札予定の掲載、入札に参加しなかった者に対するアンケート調査、入札時期の前倒し、各部に一者応札解消

に取り組む専任担当者を置く等機構内の体制を整備する等、競争参加者の増加に向けた取組みを引き続き実施していくこととする。

### 3. 調達に関するガバナンスの徹底

#### (1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に独立行政法人農畜産業振興機構内に設置された随意契約等審査委員会（委員長は経理担当理事）に諮り、契約事務細則における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急を要するものの場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

#### 【随意契約等審査委員会への諮問件数等】

- ・平成25年度：32件（うち競争性のある契約へ移行した契約件数11件）
- ・平成26年度：36件（うち競争性のある契約へ移行した契約件数11件）

#### (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

職員に対して、契約事務に関する規程、過去における不適切な契約事例、個人情報等の取扱い等契約事務に関する研修を引き続き実施し、調達に関する適性化に努める。

また、入札・契約の適正な実施を推進するため、監事に対して、毎月、所定の様式により各部の契約状況を報告するとともに、定期監事監査において入札・契約のチェックを受けることとしている。また、会計監査人から財務諸表監査の中で契約に関する評価を受けることとしている。

さらに、法人の長に対する報告として、契約監視委員会の審議結果について理事長に報告するとともに、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期ごとに理事長に報告し、点検・評価を受けることとしている。

### 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

### 5. 推進体制

#### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理担当理事を委員長とする随意契約等審査委員会を活用することとし、随意契約見直し計画に基づく取組を着

実に実施するほか、調達等合理化にも取り組むものとする。

委員長 経理担当理事

メンバー 総務部長、経理部長、経理部考査役及び総務課長

## (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約を継続しているものの随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引事例等に照らして妥当となっているか、契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか、一者応札・応募となっている案件について、一者応札・応募の改善方策が適当か等について審議することとなっている。また、審議後において、締結された個々の契約案件のフォローアップを行い、その審議概要を公表する。

## 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、農畜産業振興機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。